

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに基づき、取締役会において下記のとおり内部統制システムに関する基本方針を定め、その整備・運用を進めております。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、「経営理念」及び「静甲WAY」を定める。また、取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るとともに、必要に応じて各部署にて、規則・ガイドラインの策定、教育の実施を行う。
- (2) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに取締役社長及び監査役に報告し、遅滞なく取締役会及び経営会議において報告する。
- (3) 監査役は、取締役会及び経営会議に出席し、取締役の職務執行を監視する。また、当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (4) 監査課は、内部監査を通して各部署におけるコンプライアンスの状況を確認する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な情報については、取締役会規則、経営会議規則、稟議規則、文書管理規程等に基づき適切に保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 取締役会、経営会議及び内部統制委員会において経営全般のリスク管理を行い、各部門での所管業務に付随するリスク管理は部門長が行うものとする。取締役及び部門長は、重大な損失の発生を認識もしくは予見した時には、すみやかに取締役会に報告するものとする。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、リスク管理規程、緊急事態対策規程、地震防災マニュアルに従って迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び事業計画等の重要事項については事前に取締役社長及び常勤取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会において決定を行う。
- (2) 事業部門及び管理部門に対する監督機能強化のため、必要に応じて取締役の担当職務を定める。

- (3) 経営会議において、取締役社長及び常勤取締役は、事業計画に基づいた事業推進の状況について、各部門長から直接報告を受けて、業務執行に関する指揮監督を行う。
- (4) 経営の組織的・効率的推進を目的として、職務権限規則及び組織管理規則を制定し、業務執行に関する権限と責任を明確に定める。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するため、相互に密接な連携をとりながら「経営理念」及び「静甲WAY」を共有し、各社の独立性を尊重しつつ、それぞれの事業特性に応じたコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
- (2) 当社の監査役は、必要に応じてグループ会社の取締役に対して経営の概況を報告するよう求め、必要な場合には調査を行う。
- (3) グループ会社管理規則を定め、重要事項の報告及び決定に際しての事前協議を行うこととする。また、必要のつど当社監査課がグループ会社の内部監査を行うことができるものとする。
- (4) 財務報告の適正性確保のため、当社及びグループ会社の取締役は、全ての従業員に対し、あらゆる機会を通じて信頼性のある財務報告の重要性を説き、その作成過程で虚偽記載及び誤謬等を生じさせない体制を確保する。また、経理規則を始めとする社内諸規則を整備し、適切な役割分担を定め職務を明確にし、それを定期的に確認することで統制活動の継続性を図る。

6. 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会からその職務の補助を求められた場合には、監査課員がそれに対応する。監査役は監査課員の人事異動及び懲戒処分について、事前に報告を受け、必要な場合は意見を述べることができる。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制及び監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項は次の通りとする。
 - ① 会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事項
 - ② 経営会議で審議、報告された事項
 - ③ 内部監査の結果
 - ④ その他重大な法令違反及びコンプライアンスに関する重要な事実
- (2) 監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

制定 平成 18 年 5 月 17 日

改定 平成 20 年 2 月 14 日

平成 20 年 10 月 28 日

平成 22 年 7 月 1 日